

2014(平成26)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

問題

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）は、製造たばこの小売販売業について営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないとしている（同法22条1項）。また、その許可条件の1つとして既存の小売販売業者の営業所との間の距離制限があげられている（同法23条3号、たばこ事業法施行規則20条2号）。このことの合憲性を論じなさい。

なお、製造たばこの小売販売業の許可制の目的は、概略、次のようなものである。

たばこ事業法が制定される前は、たばこ専売法（昭和59年法律第68号により廃止）に基づき製造たばこの小売人を指定する制度が存在していた。この制度の下で製造たばこの小売人としての指定を受けた者には零細経営者が多かった。また、身体障害者福祉法等の趣旨に従って、身体障害者等については製造たばこの小売人としての指定に際して特別の配慮が加えられてきたため、小売人には身体障害者等が少なくなかった。たばこ専売法が廃止され、たばこの小売販売を誰でも自由に行うことができるとすると、それまでの小売人に対して経営悪化等の社会的混乱を引き起こす可能性が大きい。そこで、たばこ専売制度の廃止に伴う激変を回避するために、当分の間、製造たばこの小売販売業について指定制に代えて許可制を採用することにした。たばこ専売法により製造たばこの小売人としての指定を受けた者は、たばこ事業法の規定に基づき、製造たばこの小売販売業を行うことの許可を受けた者とみなされる。

<参照条文>

「たばこ事業法」

第22条第1項 製造たばこの小売販売（消費者に対する販売をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所（……）ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。（以下略）

第23条 財務大臣は、前条第1項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

一・二 （略）

三 営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合であるとき。

四～七 （略）

「たばこ事業法施行規則」 * 「法」とは、たばこ事業法を指す。

第20条 法第23条第3号に規定する営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合として財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が、……予定営業所の所在地の区分ごとに、25メートルから300メートルまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合

三 （略）

以上

余白